

電気協同研究第65巻4号「水力発電所据付検査基準」誤記訂正箇所

頁	箇所	誤記	訂正
30	据付手順 30 水車センタリング 中心偏差の許容値	0.5mmR	0.05mmR
95	据付手順 35 水車センタリング 中心偏差の許容値	0.5mmR	0.05mmR